

豊後国臼杵城修補許可の老中奉書について

—大分県立先哲史料館所蔵史料の史料調査より—

白 峰 旬

1. はじめに

臼杵城は、現在の大分県臼杵市に所在し、その城主である稲葉氏(5万石)は慶長5年(1600)に入封以後、江戸時代を通して一度の転封もなく、明治維新まで歴代藩主が続いた。臼杵城は現在はその周囲が埋め立てられて市街地となっているが、江戸時代の城図を見ると城地が海に突き出た形になっており、隆起した岩崖の上に城地として占地されたことが、現在でも同城址を訪れるとよく理解できる。

本稿では、江戸時代の武家諸法度下における臼杵城の修補の実態を史料的に検証するため、大分県立先哲史料館所蔵「稲葉家文書」と臼杵市立臼杵図書館所蔵「稲葉家譜」における臼杵城修補許可の老中奉書を年次順に史料紹介し、次に老中奉書以外の関係史料を史料紹介したうえで、その解説を付して考察を試みることにする。

なお、筆者が大分県立先哲史料館で史料調査をおこなったのは、平成13年(2001)4月であったが、その際には、当時同史料館に在勤されていた平井義人氏(現在は大分県立歴史博物館主幹研究員)に史料の所在や内容について、いろいろと御教示をいただいた。平井氏の御教示によれば、現在、先哲史料館に所蔵されている「稲葉家文書」には、もとは大分県立図書館所蔵であり、その後、平成7年(1995)に先哲史料館へ移管されたもの(以下、「稲葉家文書」Aと仮称する)と、先哲史料館が平成7年度から3年計画で収集して収蔵されることになった文書群(以下、「稲葉家文書」Bと仮称する⁽¹⁾)との2種類があり、いずれもマイクロフィルムからの紙焼複製本を閲覧した。また、臼杵市立臼杵図書館所蔵「稲葉家譜」についても、現在、史料保存上の観点から原本を閲覧することはできないので、先哲史料館に架蔵されているマイクロフィルムからの紙焼複製本を閲覧した。この史料調査に関して、平井氏に対しては厚く謝意を表したい。

2. 臼杵城修補許可の老中奉書⁽²⁾

(※ただし、下記の史料〔4〕は修補許可ではなく新規普請の許可であり、史料〔12〕は新規普請の許可と修復作事の承認である。また、下記の史料〔2〕は臼杵城修補許可の老中奉書ではないが、関連史料であるため提示した。)

▼史料〔1〕【「稲葉家譜」巻第十五、信通二】

臼杵城二丸坤之方矢倉下石垣、破損付而修覆之事、同所腰曲輪乾之方石垣、破損之所築直之事、三丸西南石垣、破損修復之事、同櫓崩付而式ヶ所建之事、所々堀埋候付而浚之事、絵図之通得其意候、如元可有普請候、恐々謹言

承応三年(午カ)

四月十九日

阿部豊後守

忠秋 在判

松平伊豆守
信綱 在判
酒井雅楽守 (頭カ)
忠清 在判

稲葉能登守殿

▼史料〔2〕【「稲葉家文書」A】 大きさ…40.5cm (縦) ×56.0cm (横)、形態…折紙
居城普請之儀ニ付而、最前奉書調直遣之、重畳意被存候由、得其意候、依之被差越使者候、寔入
候之儀候、恐々謹言

二月十九日

阿部豊後守
忠秋 (花押)
松平伊豆守
信綱 (花押)
酒井雅楽頭
忠清 (花押)

稲葉能登守殿

▼史料〔3〕【「稲葉家文書」A】 大きさ…40.4cm (縦) ×55.8cm (横)、形態…折紙
以上

臼杵城三丸西方櫓台之石垣貳ヶ所、及破損候付而修復事、同所石垣壺箇所、崩候付築直之事、絵
図之通得其意候、如元可有普請候、恐々謹言

寛文四辰
六月廿一日

稲葉美濃守
正則 (花押)
久世大和守
廣之 (花押)
阿部豊後守
忠秋 (花押)
酒井雅楽頭
忠清 (花押)

稲葉能登守殿

▼史料〔4〕【「稲葉家譜」卷第二十、景通三】
以上

臼杵城北方海表、長弍町余横壺町半、新規屋敷築出之、南北東三方江水敲之石垣築之事、絵図之
通得其意候、以連々可有普請候、恐々謹言

延宝四辰
四月廿五日

土屋但馬守
数正 (直カ) 在判
久世大和守
廣之 在判
稲葉美濃守
正則 在判

稲葉右京亮殿

▼史料〔5〕【「稲葉家文書」B】大きさ…40.7cm（縦）×56.4cm（横）、形態…折紙

以上

豊後国臼杵城二曲輪石垣壺箇所、櫓共崩候付而、如元修補仕度旨、絵図書付之趣得其意候、願之通可被申付候、恐々謹言

元禄十五年

八月廿五日

稲葉丹後守

正通（花押）

秋元但馬守

喬朝（花押）

小笠原佐渡守

長重（花押）

土屋相模守

政直（花押）

阿部豊後守

正武（花押）

稲葉能登守殿

▼史料〔6〕【「稲葉家文書」B】大きさ…40.4cm（縦）×56.4cm（横）、形態…折紙

以上

豊後国臼杵城従本丸良之方外側土居四ヶ所、同所巽之方外側土居壺ヶ所、崩候付而築直度旨、絵図朱引之通得其意候、如元可有修補候、恐々謹言

宝永四亥

十月十二日

大久保加賀守

忠増（花押）

井上河内守

正岑（花押）

秋元但馬守

喬朝（花押）

土屋相模守

政直（花押）

稲葉伊予守殿

▼史料〔7〕【「稲葉家文書」A】大きさ…40.7cm（縦）×56.3cm（横）、形態…折紙

以上

豊後国臼杵城本丸東之方土居上石垣壺箇所、多門下石垣壺箇所、巽之方門脇左右石垣式箇所、同所石垣式箇所、良之方櫓下石垣壺箇所、同所土居壺箇所、二丸乾之方櫓下石垣式箇所、同所石垣式箇所、西之方土居式箇所、土居上石垣壺箇所、櫓台石垣壺箇所、巽之方土居上石垣式箇所、三曲輪東之方石垣壺箇所、南之方櫓下石垣壺箇所、或孕或崩候付而築直度旨、絵図書付之通得其意候、以連々如元可有修補候、恐々謹言

宝永四亥

十一月晦日

井上河内守

正岑（花押）

大久保加賀守

忠増（花押）

秋元但馬守

喬朝 (花押)

稲葉伊予守殿

▼史料〔8〕【「稲葉家文書」B】 大きさ…40.4cm (縦) ×56.2cm (横)、形態…折紙

以上

豊後国臼杵城三之曲輪西方外側石垣式ヶ所、孕候付而築直度之旨、絵図朱引之通得其意候、如元可有修補候、恐々謹言

宝永六丑

六月晦日

土屋相模守

政直 (花押)

井上河内守

正岑 (花押)

大久保加賀守

忠増 (花押)

本多伯耆守

正永 (花押)

秋元但馬守

喬知 (花押)

小笠原佐渡守

長重 (花押)

稲葉伊予守殿

▼史料〔9〕【「稲葉家文書」A】 大きさ…41.0cm (縦) ×56.8cm (横)、形態…折紙

以上

豊後国臼杵城大手口升形南方石垣壺箇所、孕候付而築直之事、絵図朱引之通得其意候、如元可有修補候、恐々謹言

正徳三巳

十一月廿七日

久世大和守

重之 (花押)

阿部豊後守

正喬 (花押)

井上河内守

正岑 (花押)

秋元但馬守

喬知 (花押)

稲葉伊予守殿

▼史料〔10〕【「稲葉家文書」A】 大きさ…40.2cm (縦) ×56.1cm (横)、形態…折紙

以上

豊後国臼杵城二丸東南之間石垣式ヶ所、同所南西之間石垣三ヶ所、三曲輪東南之間石垣壺ヶ所、同所北東之間石垣壺ヶ所、崩候付而築直之事、絵図朱引之趣得其意候、願之通如元可有修補候、恐々謹言

宝暦十四申

五月廿三日

松平右京大夫

輝高 (花押)

松平周防守
康福（花押）

稲葉能登守殿

▼史料〔11〕【「稲葉家譜」卷第四十三、観通一】

以上

豊後国臼杵城三曲輪西南之方石垣三ヶ所、同所南之方石垣三ヶ所、同所石垣壺ヶ所、同所西北之方石垣式ヶ所、或孕或崩候付而修補之事、絵図朱引之趣得其意候、願之通以連々如元可被申付候、且又三曲輪西之方櫓破損付而修補有之度旨、令承知候、恐々謹言

弘化三年十二月朔日

牧野備前守
戸田山城守
青山下野守
阿部伊勢守

稲葉富太郎殿

▼史料〔12〕【「稲葉家譜」卷第四十四、観通二】

以上

豊後国臼杵城本丸東之方岩壺ヶ所闕落、二ノ丸北之方櫓下岩壺ヶ所闕落候付而、此度新規石垣築立之事、絵図朱引之趣得其意及言上候、願之通可被申付候、且又櫓破損付、如元修補有之度旨、令承知候、恐惶（^{マア}々カ）謹言

嘉永三戌
十二月十六日

戸田山城守
松平伊賀守
牧野備前守
阿部伊勢守

稲葉富太郎殿

3. 老中奉書以外の関係史料

▼史料〔13〕【「稲葉家譜」卷第二十、景通三】

覚

一 私御預之城地、前々より本丸ニ罷在候得共、古キ家ニ而殊之外損申候、当分作事仕候儀、勝手不自由ニ御座候間、私部屋住之内罷在候二之丸ニ、本丸之家之内少々引候而、当分小屋同前ニ仕、二之丸ニ罷在、行々者本丸ニ作事仕、移可申与奉存候、苦ケ間鋪儀ニ御座候哉、御老中江被仰談、御差図奉頼候、以上

閏四月六日

稲葉右京亮

▼史料〔14〕【「稲葉家譜」卷第三十一、弘通一】

私在所、豊後国臼杵（「城」脱カ）、三曲輪之内足輕長屋より、今十一日暁寅刻出火之処、同日巳刻過火鎮、焼失左之通

- 一 式拾間長屋 壺ヶ所
 - 一 米蔵 壺ヶ所
- 但、有米四斗俵、五千九百式拾五俵

合式ケ所

右之外城内無別條、人馬怪我無御座候、此段御届申上候、以上

十二月十一日

稲葉能登守

▼史料〔15〕【「稲葉家譜」卷第四十一、幾通六】

豊後国臼杵城、外堀土押入汐浅罷成草生候間、連々為取除申度奉存候、人夫をも入候事故、此段御聞置可被下候、以上

十一月三日

稲葉能登守

▼史料〔16〕【「稲葉家譜」卷第四十三、観通一】

豊後国臼杵城、石垣九箇所、櫓壱箇所、破損仕候、絵図朱引之通、如元連々修補仕度奉願候、以上

十一月廿六日

稲葉富太郎

▼史料〔17〕【「稲葉家譜」卷第四十四、観通二】

私在所豊後国臼杵城、本丸東之方岩壺ケ所闕落申候、二ノ丸北之方櫓下岩壺ケ所闕落、櫓茂破損仕候付、絵図朱引之通、岩闕落候ニ付、此度新規石垣築立申付度、且又櫓如元修補仕度奉願候、以上

十二月十日

稲葉富太郎

4. 解説

上掲の老中奉書（臼杵城修補許可）11点について、その摘要をまとめて一覧表にしたものが表1であり、年次的には江戸時代前期～幕末まで幅広く分布していることがわかる。

史料〔1〕は、管見の限り、臼杵城の修補等を許可した老中奉書では初見のものである。内容としては、臼杵城二の丸の南西の櫓下の石垣が破損したため修復すること、二の丸の腰曲輪の北西の石垣についてその破損箇所を築き直すこと、三の丸の西南石垣について破損修復をすること、三の丸の櫓が崩れたため2ヶ所を建てること、所々の堀が埋まっているため堀浚えをすること、の諸点について許可したものである。つまり、石垣修復、櫓の再建、堀浚の許可ということになり、老中決裁で許可された（許可文言は「得其意」）ことがわかる。この中で、櫓については「崩付而式ケ所建」と記されているので修復作事（単なる破損箇所の修復）ではなく、再建作事（より規模の大きい建て替えなど）に該当すると見なすべきであろう。

史料〔2〕は、臼杵城修補許可の老中奉書ではなく、それに関連する史料という意味で提示した。内容としては、「居城普請之儀」（臼杵城の普請に関することであろう）について、それ以前に老中奉書を発給し直したところ、（稲葉信通が）満足である旨の使者を幕府へ遣わしたことに對する老中の連署書状である。この場合、「居城普請之儀」について老中奉書を発給し直した理由は不明であり（申請内容と許可内容に食い違いがあったため、老中奉書を書き直したという推測もできるが）、それに該当する老中奉書も管見の限り、現段階では見い出していない。よって、史料〔2〕（老中連署書状）の年次比定は、連署した老中の在任期間、及び、メンバー構成から推測するほかはないが、拙論の「江戸時代における老中奉書（城郭修補許可）の署名体制（老中のメンバー構成）の推移」^③に関する一覧表をもとに考えると、承応3年（1654）～明暦3年（1657）の間に比定できる。なお、「稲葉家文書」Aの旧蔵先である大分県立図書館の文書カード（紙焼

複製本に付けられたもの)には、寛文6年(1666)として年次比定しているが、前述した拙論の「江戸時代における老中奉書(城郭修補許可)の署名体制(老中のメンバー構成)の推移」に関する一覧表をもとに考えると、寛文6年には比定できない。

史料〔3〕は、臼杵城三の丸の西方の櫓台石垣2ヶ所が破損したため修復すること、三の丸石垣1ヶ所が崩れたため築き直すこと、について許可したものである。つまり、修復普請(石垣修復)に関する内容であり、老中決裁で許可されている(許可文言は「得其意」)。

史料〔4〕は、臼杵城北方の海面に、長さ2町余×横1町半の広さで新規に屋敷(屋敷地という意味か?)を築き出し、南方・北方・東方の三方へ水敲石垣を築くことを許可したものである。つまり、臼杵城の北方の海域に埋め立て地をつくり、そこを新規に屋敷地とする許可内容であることがわかる。この点については、幕府への申請の際に提出された延宝4年(1676)の願絵図(控図)が存在し⁽⁴⁾、その絵図によれば、三の丸の東方(本丸、二の丸から見ると北方)に埋め立て予定地として線が引かれ、「此朱引之内、壱町半、二町余程築地ニ仕、屋鋪ニ仕度候」と記されているので、老中奉書の許可内容と一致する。また、絵図には「此朱引之所、波寄洗流候為、下を石垣ニ仕度候」という記載もあり、北面には「此辺下石垣□□(高さカ)二三尺程」、東面には「此所石垣高さ五六尺程」、南面には「此所下石垣□(高カ)五六尺程」という記載がそれぞれあるので、これは老中奉書の記載における「水敲之石垣」を意味するものと考えられる。

よって、この場合、「水敲之石垣」とは、高さ2尺、3尺～5尺、6尺程度の高さの低い水際の石垣のことであり、前述のように北面と南面では「下石垣」⁽⁵⁾と表記されていることからすると、水面下(海面下)に造られた基礎固めのための石垣であった可能性も考えられる。⁽⁶⁾いずれにせよ、水敲石垣の目的は、埋め立て地の土留め、かつ、波除けのためであったことがわかる。このように、水敲石垣の目的や用途が具体的に判明したことは、「水敲石垣とは何か?」という問題を考える際の重要な事例となろう。なお、後年の宝暦14年(1764)の臼杵城修補願絵図(控図)⁽⁷⁾を見ると、前出の延宝4年の絵図における線が引かれた範囲(埋め立て予定地)は、「築地」と記載されているので、この埋め立ては延宝4年以後に実施されたことがわかる。

史料〔4〕の許可文言については、このケースは新規普請に該当するので、将軍決裁で許可されるのが通例であるが、この場合は老中決裁で許可されている(許可文言は「得其意」)。

史料〔5〕は、臼杵城二曲輪(二の丸と同じ意味で使用していると思われる)の石垣1ヶ所が櫓とともに崩れたため、修復することを許可したものである。内容的には、修復普請と再建作事(或いは修復作事)に該当し、老中決裁で許可されている(許可文言は「得其意」)。

史料〔6〕は、臼杵城本丸北東の外側の土居4ヶ所、本丸南東の外側の土居1ヶ所がそれぞれ崩れたため築き直すことを許可したものである。内容的には修復普請に該当し、老中決裁で許可されている(許可文言は「得其意」)。

史料〔7〕は、臼杵城本丸東の土居上の石垣1ヶ所、多門下の石垣1ヶ所、南東の門脇の左右石垣2ヶ所、同所の石垣2ヶ所、北東の櫓下の石垣1ヶ所、同所の土居1ヶ所、二の丸の北西の櫓下の石垣2ヶ所、同所の石垣2ヶ所、西の土居2ヶ所、土居上の石垣1ヶ所、櫓台石垣1ヶ所、南東の土居上の石垣2ヶ所、三曲輪(三の丸と同じ意味で使用していると思われる⁽⁸⁾)東の石垣1ヶ所、南の櫓下石垣1ヶ所が孕んだり崩れたりしたため、築き直すことを許可したものである。内容的には修復普請に該当し、老中決裁で許可されている(許可文言は「得其意」)。

史料〔8〕は、臼杵城三の曲輪西の外側石垣2ヶ所が孕んだため築き直すことを許可したものである。内容的には修復普請に該当し、老中決裁で許可されている(許可文言は「得其意」)。史料〔8〕の場合、6人の老中が連署しているが、このように城郭修補許可の老中奉書における6人連署の事例は、他城の事例を含めて、管見では人数的に最も多いケースである。⁽⁹⁾

史料〔9〕は、臼杵城大手口の升形の南の石垣1ヶ所が孕んだため築き直すことを許可したものである。内容的には修復普請に該当し、老中決裁で許可されている（許可文言は「得其意」）。

史料〔10〕は、臼杵城二の丸の東南の石垣2ヶ所、同所の南西の石垣3ヶ所、三曲輪の東南の石垣1ヶ所、同所の北東の石垣1ヶ所が崩れたため、築き直すことを許可したものである。内容的には修復普請に該当し、老中決裁で許可されている（許可文言は「得其意」）。なお、この老中奉書による許可を受けるため、幕府への申請時に提出された宝暦14年の修補願絵図（控図）が存在し⁽¹⁰⁾、その修補願絵図を見ると、申請内容がそのまま許可されたことがわかる。ただし、修補願絵図と老中奉書の記載を比較すると、修補願絵図では「二之丸」、「三之曲輪」と表記しているのに対して、老中奉書では「二丸」、「三曲輪」というように「之」を付けずに表記している点が異なっている。

史料〔11〕は、臼杵城三曲輪の西南の石垣3ヶ所、同所の南の石垣3ヶ所、同所の石垣1ヶ所、同所の西北の石垣2ヶ所が孕んだり崩れたりしたため、修補することを許可し、かつ、三曲輪の西の櫓が破損したため修補することを承認したものである。つまり、修復普請については「得其意」という許可文言（老中決裁を意味する）を使用し、修復作事については「令承知」という文言で承認したことがわかり、このように修復普請と修復作事で書き分けている点には注意したい。その理由としては、武家諸法度⁽¹¹⁾の城郭統制条項において、修復普請は老中（幕府）の許可が必要であり、修復作事については幕府の許可対象から除外した点に起因している。なお、老中奉書において、修復普請では「得其意」、修復作事では「令承知」というように文言を書き分けるケースは、他城の事例も勘案すると、管見では、修復普請と修復作事の箇所を同時に幕府に申請した際に、許可として出される老中奉書でこのように表記されるものと考えられ、時代的には幕末にその事例が多い。⁽¹²⁾史料〔11〕において、奉書日付の日下（つまり、連署者の末座）に牧野忠雅（備前守）が署名していることは、後述のように（後掲の史料〔16〕の解説を参照）、牧野忠雅がこの申請について担当の月番老中であった点に起因している。

史料〔12〕は、臼杵城本丸の東の岩1ヶ所が崩落し、二の丸の北の櫓下の岩1ヶ所も崩落したため、今回、新規に石垣を築くことを許可し、かつ、櫓が破損したためその修補について承認したものである。この場合、新規に石垣を築くことは新規普請に該当するため、将軍と老中の決裁で許可されている（許可文言は「得其意及言上」）。このように、老中奉書において新規普請を将軍と老中の決裁で許可するケースは他城の事例も勘案すると、管見では江戸時代中期以降（享保期以降）に確認することができる。⁽¹³⁾そして、修復作事については「令承知」という文言で承認しているが、この点は前掲の史料〔11〕と同様である。なお、史料〔12〕において「岩」という記載があるが、その意味するところは、前述のように、臼杵城は岩崖の上に城地が占地されていることから、その点を考慮すると、史料〔12〕の内容を整合的に理解することができる。史料〔12〕において、奉書日付の日下（つまり、連署者の末座）に戸田忠温（山城守）が署名しているが、この点については、『稲葉家譜』における史料〔12〕の引用箇所の前の部分において、老中戸田忠温が老中奉書を臼杵藩の家臣に渡したことが記されていることと、戸田忠温が嘉永3年（1850）12月の月番老中⁽¹⁴⁾であったことを考慮すると、戸田忠温がこの申請について担当の月番老中であったと考えられるので、その点に起因しているのであろう。

史料〔13〕は、藩主稲葉景通が、それまでの本丸から二の丸へ居住場所を移すことに関して、幕府老中の指図を仰いだ内容の閏4月6日付の伺書である。付年号の記載はないが、『稲葉家譜』の該当箇所の記載によれば、延宝3年（1675）に年次比定できる。この伺書では、稲葉景通はそれまで本丸に居住しており、老朽化によって「殊之外」破損したが、経済的理由により当面は（本丸の）作事をおこなうことができないため、二の丸に本丸の建物を少し移築して二の丸に居住し、

将来的には本丸に作事をおこなって移る予定である⁽¹⁵⁾、ということ具体的に記している。この伺書の提出先について『稲葉家譜』では老中稲葉正則に提出した、と記しているが、その理由として稲葉正則がその月の月番老中であったためか、あるいは、稲葉正則は家系的にルーツを辿っていくと稲葉景通と同族(図1参照)にあたる所以をもって(ただし、稲葉景通は外様大名であるのに対して稲葉正則は譜代大名という違いはあるが)、他の老中への取り次ぎを頼んだのか、という点については詳細は不明である。なお、この伺書の表記において、「私居城」と記載せず、「私御預之城地」と記載している点は、公儀(幕府)から現在の城地を預かっている、という意味にとることができ(ただし、幕府に提出した伺書という性格を考慮すると、タテマエ上の表記と受け取ることもできるが)、外様大名の居城に対する意識を知るうえで注意を引く点である。

『稲葉家譜』によれば、この伺書提出後、同年5月には本丸御殿を破却し、二の丸御殿の改築が開始され、翌年(延宝4年)6月に竣工しているので、幕府から何等かの形(具体的な許可形態については不詳)で許可(あるいは承認)が出されたものと思われる。

史料〔14〕は、臼杵城三曲輪にある足軽長屋(二十間長屋のことを指すと思われる)より出火して、二十間長屋1ヶ所、米蔵1ヶ所が焼失したことを、藩主稲葉弘通が幕府に届け出た12月11日付の届書である。付年号の記載はないが、『稲葉家譜』の該当箇所の記載によれば、明和8年(1771)に年次比定でき、この届書が幕府に提出されたのは翌年の同9年正月12日であった。『稲葉家譜』には、この届書の引用箇所の次に、届書の記載内容と実際の状況の乖離について記している⁽¹⁶⁾。それによれば、実際には米蔵だけは曲輪の外にあり、その失火が「数家」に及んだのであって、幕府に提出した届書の内容は「古例」に従ったものであった。現在は、米蔵は曲輪の外にあって、本当はその出火元は米蔵であった。こうした点を幕府側から怪しまれるといけないので、届書の記載内容は実際とは異なったものになっており、臼杵藩の使者(家臣)が幕府側から、その詳細を質問された場合は、臼杵城三曲輪の長屋の「餘火」が、曲輪の傍らの米蔵に及んだ旨の「偽言」を述べるように臼杵藩では指図していたが、実際にはそうした質問は幕府側からは出なかった。

こうした経緯は、臼杵藩側が「古例」(これまで絵図などで幕府に報告してきた臼杵城内の建物の位置関係を示すものと思われる)にこだわった結果、実情とは異なる報告をおこなったことになり、出火元(実際には米蔵が出火元であったが、届書では足軽長屋が出火元ということになっている)、米蔵の位置(実際には米蔵は曲輪の外にあるが、届書では三曲輪の中にあるかのように書かれている)において根本的な違いを見せている。このことは、幕府への書類上の報告内容と実態との乖離を明確に示しており、幕府側から詰問された場合は「偽言」まで用意していた、という点で注目される事例である。他城のケースにおいても、このように幕府への報告内容と実情の乖離があったかどうか、という点も含めて検討していく必要がある。

史料〔15〕は、臼杵城の外堀に土が入り込み浅くなって、草が生えたので、その草を除去する作業のため人夫を入れることについて、藩主稲葉幾通が幕府に届け出た11月3日付⁽¹⁷⁾の「御聞置書」⁽¹⁸⁾である。付年号の記載はないが、『稲葉家譜』の該当箇所の記載によれば、天保14年(1843)に年次比定できる。『稲葉家譜』において、この史料引用の前の部分には、臼杵藩の聞番(江戸留守居⁽¹⁹⁾)が老中土井利位に「御聞置書」を提出し、その際、事前に老中土井利位の公用人の内覧を受けたことが記されている。この場合、老中土井利位に提出したことは、土井利位が天保14年12月の月番老中⁽²⁰⁾であった点に起因するものであろう。また、「御聞置書」提出の前段階で老中の公用人の内覧を受けた点は、大名から幕府への申請プロセスを知るうえで重要な点である。史料〔15〕において注意すべき点は、幕府へ届け出た内容が、堀浚ではなく草の除去作業であった点であり、そのため、願書と絵図によって幕府に申請し、老中奉書で許可が出され

るという形式をとらずに、「御聞置書」提出だけで済まされた、ということになったのである。⁽²¹⁾

史料〔16〕は、臼杵城の石垣9ヶ所と櫓1ヶ所⁽²²⁾が破損したため、その修補を幕府に対して申請した際の11月26日付の願書である。この申請に対する幕府からの許可が、前掲の史料〔11〕の老中奉書であり、願書の内容と合致していることから、申請通りに許可されたことがわかる。この願書には付年号の記載はないが、『稲葉家譜』の該当箇所の記載によれば、弘化3年(1846)に年次比定できる。また、『稲葉家譜』によれば、老中牧野忠雅に願書を提出したと記されているが、このことは牧野忠雅が弘化3年11月の月番老中⁽²³⁾であった点に起因するものであろう。史料〔16〕と前掲の史料〔11〕の日付を比較すると、願書提出の5日後に許可の老中奉書が発給されたことになる。なお、後掲の史料〔17〕は、同様の性格の願書であるが、両者の記載の書式を比較すると、史料〔16〕には、冒頭(つまり、国名と城名記載の前の部分)に「私在所」という記載がない点と、曲輪名の記載がない点(ただし、前掲の史料〔11〕の老中奉書には曲輪名が記載されている)が異なっている。

史料〔17〕は、臼杵城本丸の東の岩1ヶ所が崩落し、二の丸の北の櫓下の岩1ヶ所が崩落して櫓も破損したため、新規に石垣を築くことと、櫓を修補することを申請した際の12月10日付の願書である。この申請に対する幕府からの許可が、前掲の史料〔12〕の老中奉書であり、願書の内容と合致していることから、申請通りに許可されたことがわかる。この願書には付年号の記載はないが、『稲葉家譜』の該当箇所の記載によれば、嘉永3年に年次比定できる。史料〔17〕と前掲の史料〔12〕の日付を比較すると、願書提出の6日後に許可の老中奉書が発給されたことになる。

5. 小結

上掲の史料〔1〕～〔12〕のように(ただし、史料〔2〕は除く)、臼杵城修補許可の老中奉書(新規普請の許可や修復作事の承認についての老中奉書も含む)は、江戸時代前期(承応期)～幕末(嘉永期)まで時代的に幅広く残っていることから、江戸時代における臼杵城修補(新規普請も含む)の実態が明確にわかる貴重な一次史料であると評価できる。特に、上掲の史料〔4〕では武家諸法度下における城域の拡大(海域の埋め立て)という点で注目される。また、上掲の史料〔6〕と史料〔7〕のように、宝永4年(1707)10月と同年11月にそれぞれ異なる箇所の修補許可を老中奉書で出している点は、結果的に老中奉書発給の頻度が同じ城であっても2ヶ月連続で発給されたケースもあったことを示している。老中奉書の大きさについては、上掲の大きさの最小値と最大値をみると、縦40.2cm～41.0cm、横55.8cm～56.8cmというように、ほぼ同じ大きさであり、時代による大きさの変化は認められない。⁽²⁴⁾

上掲の史料〔13〕～〔17〕は、幕府に対して提出された願書、伺書、届書、「御聞置書」であり、江戸時代における臼杵城の推移を知るうえで重要な史料であることは勿論であるが、その中でも、特に江戸時代中期(明和期)になって、届書(史料〔14〕)の内容が実態と乖離していた点は、前述のように、幕府に提出した届書であっても臼杵藩側で確信犯的に虚偽内容の報告をしていたことを示しており、当該期における幕藩関係を知るうえでも重要な示唆を与えるものであろう。

『稲葉家譜』には、上掲の史料以外にも、①享保14年(1729)10月朔日に臼杵城二の丸の埋門外櫓と今橋脇石垣の修築について伺書を老中に提出し、同月9日に許可された(ただし、『稲葉家譜』には、このことに関する伺書と老中奉書の具体的文面は引用されていない)、②宝暦13年(1763)4月16日、大火により臼杵城二の丸の殿舎が焼失し、このことに関して同年5月8日に

老中秋元涼朝（同月の月番老中⁽²⁵⁾）へ届書を提出した（『稲葉家譜』には、この届書の具体的文面が引用されている。その際、焼失した建物などを届書の内容をもとにまとめると表2のようになる）、③明和元年（1764）5月16日、臼杵城の城内の焼失箇所と石垣の修補について、図2通と連書（願書のことを指すと考えられる）を老中松平輝高に提出して申請し、同月24日に許可された（ただし、『稲葉家譜』には、このことに関する願書と老中奉書の具体的文面は引用されていない）⁽²⁶⁾、④嘉永2年（1849）10月6日、臼杵城の「卯寅口」の石垣の修復について幕府へ修補願絵図を提出して、その後修復をおこなった（ただし、『稲葉家譜』には、このことに関する願書と老中奉書の具体的文面は引用されていない）、⑤嘉永7年（1854）11月4日、安政南海地震により臼杵城の石垣、櫓、塀、門、住居向などが被害を受けた（『稲葉家譜』には、幕府へ届け出た城内、城下の具体的な被害箇所の記載が引用されている）、などの臼杵城関係の記事が収載されている。

以上の諸点を総括し、『稲葉家譜』をもとに、江戸時代における臼杵城の大きな画期となる点をまとめると、①江戸時代前期…藩主の居所の本丸から二の丸への移転（延宝3年）、②江戸時代中期…大火による二の丸殿舎の焼失（宝暦13年）、③幕末…安政南海地震による城内の大被害（嘉永7年）、というように3つ画期が設定できる。

本稿で扱った臼杵城修補許可の老中奉書等の史料は、江戸時代における臼杵城の推移を検討するうえで、その基本史料となるものであり、今後の検討課題としては、時代による曲輪名称の変化についての検討⁽²⁷⁾のほか、上掲の老中奉書と対応する修補願絵図をもとに修補された具体的箇所の特定もおこなう必要がある。ただし、上述のように史料〔4〕と史料〔10〕に対応する修補願絵図以外は管見では把握しておらず、修補願絵図が臼杵市立図書館に所蔵されている城絵図の史料群の中に含まれている可能性があるため、今後、同図書館による所蔵絵図群の総合的調査結果（平成16年〔2004〕現在で調査中の段階である）が出ることを待って検討を加える予定である。

〔註〕

- 1 この豊後臼杵藩稲葉家の史料である「稲葉家文書」(本稿での「稲葉家文書」Bに該当する)は、昭和27年(1952)頃に地元臼杵から散逸した史料の一部であり(『大分県立先哲史料館収蔵史料概要目録』、大分県立先哲史料館、2000年)、平成8年(1996)度に「稲葉家文書」約500点が大分県立先哲史料館に収蔵された(平井義人「『稲葉家文書の伝来と移動—県立史料館による史料収集事業の一事例という視点に立って—」(『史料館研究紀要』2号、大分県立先哲史料館、1997年)。その史料価値については、平井義人氏が「稲葉家文書—幻とされた史料」(『大分県立先哲史料館展示案内』、大分県立先哲史料館編集発行、1996年)に的確にまとめられており、それをもとにした論考として、前掲・同氏の「『稲葉家文書の伝来と移動—県立史料館による史料収集事業の一事例という視点に立って—」がある。また、「稲葉家文書」が先哲史料館に収蔵されることになった経緯については、稲葉家文書収蔵記念シンポジウム「失われゆく地域史料を如何にすべきか」での平井義人氏の基調提案「稲葉家文書の散佚と復元」(『史料館研究紀要』4号、大分県立先哲史料館、1999年)に詳しく述べられている。このほか、「稲葉家文書」の企画展示の図録『大分県立先哲史料館・平成10年度特別展 古文書に見る臼杵藩稲葉氏五百年』(大分県立先哲史料館編集発行、1998年)には、特別展に出品された「稲葉家文書」の写真が収載されている。
- 2 「稲葉家文書」A、「稲葉家文書」Bに関しては、それぞれの老中奉書の大きさと形態について、『大分県立先哲史料館収蔵史料目録』2(大分県立先哲史料館、2004年)より引用して記載した。
- 3 拙著『豊臣の城・徳川の城—戦争・政治と城郭』(校倉書房、2003年、283~293頁)。史料〔2〕は、拙論の

- 表における No. 15の承応2年(1653)11月12日(小浜城)～明暦2年(1656)8月晦日(二本松城)の年次範囲に入り、その日付が2月19日付であることを考慮すると、承応3年、明暦元年、同2年のうちいずれか、という年次比定ができる。さらに、拙論の表における No. 15の老中3人体制が次の老中4人体制に変わるのは、稲葉正則が新しい老中として加わった明暦3年9月28日(『角川新版日本史辞典』、角川書店、1996年、所収の「江戸幕府諸職表(大老・老中)」による)なので、その点を考慮すると、明暦3年に年次比定することも可能である。
- 4 延宝四年四月十八日付の臼杵城絵図(『県指定史跡臼杵城跡保存整備計画策定書』、臼杵市、1992年、59頁)。
 - 5 「下石垣」とは、下の部分を石垣にした、というように理解できるが、下の部分というのが海面上の見える部分を指しているのか、或いは、海面下の部分を指しているのかは、この場合、どちらとも確定し難い。
 - 6 日本城郭史学会会員の坂井尚登氏は、「水敲石垣」について、現代工法で言うところの「根固工(ねがためこう)」に該当し、水堀に面した石垣の水面下に造られた地盤強化のための石垣のことである、と指摘されている(前掲・拙著『豊臣の城・徳川の城—戦争・政治と城郭』、339頁)。
 - 7 宝暦十四年四月付の臼杵城絵図(前掲『県指定史跡臼杵城跡保存整備計画策定書』、61頁)。
 - 8 前掲・延宝四年四月十八日付の臼杵城絵図と前掲・宝暦十四年四月付の臼杵城絵図とを比較すると、前者では「三之丸」、後者では「三之曲輪」と表記されている。
 - 9 前掲・拙著『豊臣の城・徳川の城—戦争・政治と城郭』(281～282頁)。
 - 10 前掲・宝暦十四年四月付の臼杵城絵図。前掲・図録『大分県立先哲史料館・平成10年度特別展 古文書に見る臼杵藩稲葉氏五百年』(15頁)には、この絵図のカラー写真が収載されている。
 - 11 武家諸法度(寛永12年[1635]令)の城郭統制条項はその後の武家諸法度に変わることなく継承されていく(拙著『日本近世城郭史の研究』の第2編第1章「江戸時代初期における幕府の城郭統制」、校倉書房、1998年)。
 - 12 修補許可の老中奉書において、修復普請では「得其意」、修復作事では「令承知」というように文言を書き分けるケースは、管見の限り、享保期に1例、明和期に1例、文政期に1例、弘化期に1例(臼杵城修補許可の事例)、安政期に10例、万延期に2例、文久期に1例、慶応期に3例確認できる。このように幕末(弘化期～慶応期)にその事例が多く見られる。
 - 13 老中奉書において、許可文言を「得其意及言上」として記載するケース(つまり、将軍と老中の決裁で許可することを意味する)は、管見の限り、享保期に3例、寛保期に1例、天明期に1例、万延期に2例、文久期に1例確認できる。
 - 14 荒川秀俊「老中月番表」(『日本歴史』267号、吉川弘文館、1970年)。
 - 15 延宝3年以後、御殿の中心が本丸から二の丸に移ったことを考えると(この点については、北野隆「臼杵城」、『復元大系日本の城』8巻、ぎょうせい、1992年、100～107頁を参照)、将来的に本丸に作事をおこなって移る、という延宝3年時点での計画は実現しなかったことになろう。
 - 16 『稲葉家譜』における該当箇所の史料本文には、「実米蔵而已凡曲輪外、失火及数家、則告幕府是古例也、今也米蔵在曲輪外、且火出自米蔵、最可恠也、故届書所載如前、且命使者、幕府臣若問委細、則可偽言、三曲輪長屋餘火、及曲輪傍米蔵、然無其問也」と記されている。
 - 17 『稲葉家譜』の天保14年12月3日条に、11月3日付の「御聞置書」が収載されているので、「御聞置書」の原本は12月3日付であったものを、『稲葉家譜』に収載する段階で11月3日付と誤写した可能性も考えられる。
 - 18 『稲葉家譜』では、史料[15]を「届書」として記しているが、笠谷和比古氏の研究によれば、届書とは区別して把握すべきと指摘されている。笠谷氏は「御聞置書」について「聞置届書」と命名され「願意を含んだ届書であり、特定問題事項の処置を願いや伺いの形式をとらずに届の形式で済ませてしまうときに用いる文書様式」と規定している(笠谷和比古『近世武家文書の研究』、法政大学出版局、1998年)。
 - 19 聞番とは、臼杵藩の職制において江戸留守居のことを指す(『藩史大事典』7巻、雄山閣出版、1988年、441

頁)。

- 20 前掲・荒川秀俊「老中月番表」。
- 21 笠谷和比古氏は、「聞置届書」が顕著に用いられるケースについて分類されているが、その中に「城郭・居所」という項目を設定し、「城普請の出願ではなく、これに関連して疑義を生じないための予防措置として用いられるもの」としている。そして、具体的な事例をいくつか例示される中で、「堀内の藻草などの清掃作業を行おうとする」ことは「堀浚いに類似しているために嫌疑を招かないように事前にその報告をしておく」という点を指摘されている(前掲・笠谷和比古『近世武家文書の研究』)。
- 22 『稲葉家譜』における史料〔16〕の引用箇所の前部分の記載には、この櫓について「北裏門櫓」と記している。
- 23 前掲・荒川秀俊「老中月番表」。
- 24 城郭修補許可の老中奉書の大きさについて、他の城の事例をみると、例えば、土浦城修補許可の老中奉書(元禄期～明和期の老中奉書5点)の場合、最小値と最大値をみると、縦40.3cm～40.5cm、横55.8cm～56.3cmであり(大藤修「近世文書論序説(中)―近世文書の特質とその歴史的背景についての素描―」、『史料館研究紀要』23号、国文学研究資料館史料館、1992年、143頁)、本稿で取り上げた白杵城修補許可の老中奉書の大きさとの差はそれ程認められない。
- 25 前掲・荒川秀俊「老中月番表」。
- 26 この明和元年の申請は、前年の宝暦13年の二の丸殿舎焼失に関する再建の申請であろう。この場合、図2通というのは申請の際の修補願絵図のことを指していると考えられ、普請関係1枚、作事関係1枚というように分けて描かれたものと推測される。この類例としては、明和7年の豊後府内城絵図(普請関係1枚、作事関係1枚、いずれも大分県立大分図書館蔵)がある(『豊後府内城』、大分市歴史資料館、1995年、28～29頁に収載)。或いは、図2通というのは清絵図1枚と控絵図1枚を指している可能性も考えられるが、『稲葉家譜』の記載からはこれ以上の詳細は不明である。なお、提出先の老中である松平輝高は、明和元年6月の月番老中であり(前掲・荒川秀俊「老中月番表」)、提出された月の月番老中とは異なるが、その経緯については不詳である。
- 27 上掲の老中奉書に出てくる白杵城の曲輪名は、本丸、二丸(二ノ丸、二曲輪)、(二の丸)腰曲輪、三丸(三曲輪、三之曲輪)である。その中で、元禄15年(1702)の老中奉書(上掲の史料〔5〕)のみ二曲輪と記載され、他は二丸(または二ノ丸)と記載されているので、二丸(または二ノ丸)の用例の方が多いことがわかる。また、承応3年と寛文4年の老中奉書(上掲の史料〔1〕、史料〔3〕)では三丸と記載され、宝永4年以降の老中奉書(上掲の史料〔7〕、史料〔8〕、史料〔10〕、史料〔11〕)では三曲輪(または三之曲輪)と記載されているので、江戸時代中期(宝永期)以降は、三丸から三曲輪(または三之曲輪)に名称が変化したと見なされる。

《表1》

臼杵城修補許可の老中奉書

史料番号	老中奉書の年月日	城名表記	絵図に関する記載	許可文言	宛所
史料〔1〕	承応3年4月19日	臼杵城	絵図之通	其意	稲葉信通
史料〔3〕	寛文4年6月21日	臼杵城	絵図之通	其意	稲葉信通
史料〔4〕	延宝4年4月25日	臼杵城	絵図之通	其意	稲葉景通
史料〔5〕	元禄15年8月25日	豊後国臼杵城	絵図書付之趣	其意	稲葉知通
史料〔6〕	宝永4年10月12日	豊後国臼杵城	絵図朱引之通	其意	稲葉恒通
史料〔7〕	宝永4年11月晦日	豊後国臼杵城	絵図書付之通	其意	稲葉恒通
史料〔8〕	宝永6年6月晦日	豊後国臼杵城	絵図朱引之通	其意	稲葉恒通
史料〔9〕	正徳3年11月27日	豊後国臼杵城	絵図朱引之通	其意	稲葉恒通
史料〔10〕	宝暦14年5月23日	豊後国臼杵城	絵図朱引之趣	其意	稲葉泰通
史料〔11〕	弘化3年12月朔日	豊後国臼杵城	絵図朱引之趣	其意	稲葉観通
史料〔12〕	嘉永3年12月16日	豊後国臼杵城	絵図朱引之趣	其意・言上・承知	稲葉観通

《表2》

宝暦13年4月16日の大火により焼失した臼杵城の建物

(『稲葉家譜』宝暦13年5月8日条)

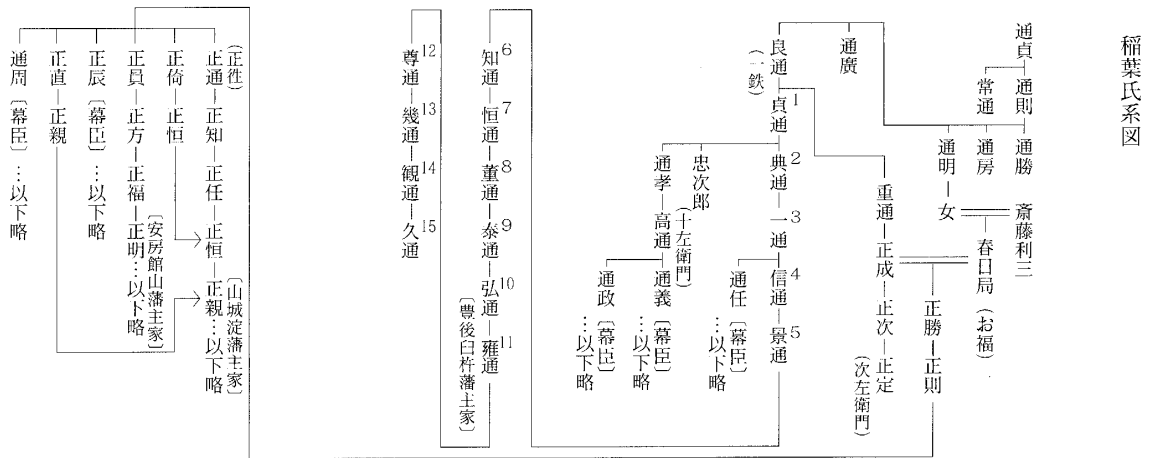
【二の丸】
<p>《櫓》 二重櫓、櫓、二重時鐘櫓、古橋門脇二重櫓、二重畳櫓 ※櫓々に入れてあった武器もすべて焼失した。(注1)</p>
<p>《門》 古橋門、台所門、玄関前門、玄関前門の脇の塀重門、西之方門櫓(注2)</p>
<p>《堀》 古橋門左右矢狭堀(注3)約12間、東南の間外側矢狭堀約50間、西の方矢狭堀約65間、西の方下側矢狭堀約70間</p>
<p>《殿舎》 大書院、広間座敷、玄関広間、武器之間、小書院、小座敷、居間書院、居間、大番所座敷、大小姓組番所座敷、中小姓組番所座敷、内玄関、時計之間、近習詰所之間、小姓詰所之間、納戸、祐筆部屋、数寄屋、茶屋部屋、台所、奥向座敷台所共、中台所、下台所</p>
<p>《その他》 玄関前門の前にある番所、徒士番所、玄関前門の腰掛、土蔵二ヶ所</p>
【三之曲輪】
<p>《門》 東之方門</p>
<p>《その他》 東之方門の番所、評定屋敷(そのうち、家数八軒)、郡役所、厩(15疋立)、材木蔵3ヶ所、蔵11ヶ所、侍屋敷33軒</p>

(注1) 櫓が武器庫として使用されていたことがわかり興味深い。

(注2) 「門櫓」とは櫓門のことを意味すると考えられるので、「西之方門櫓」は門の分類に入れた。

(注3) 史料の原文では「矢狭堀」となっているが、「堀」＝「堀」と理解して、上表では「矢狭堀」と記した(以下も同じ)。「矢狭堀」とは、矢狭間が切られた堀という意味であろう。

《図1》



※『収蔵報告展 稲葉家文書・展示案内別冊』(大分県立先哲史料館、1996年)より引用(ただし、一部修正した)。